

香川県行政組織規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月29日

香川県知事 浜 田 恵 造

**香川県規則第20号**

香川県行政組織規則等の一部を改正する規則

(香川県行政組織規則の一部改正)

第1条 香川県行政組織規則(昭和36年香川県規則第27号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(分掌事務)</p> <p>第3条 略</p> <p>政策課</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>国土形成計画</u>に関すること。</p> <p>(5)～(16) 略</p> <p>予算課・自治振興課 略</p> <p>水資源対策課</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p><u>(4) 県内水道事業の広域化の推進に関すること。</u></p> <p><u>(5) 略</u></p> <p>交通政策課～県産品振興課 略</p> <p>第4条 略</p> <p>総務学事課 略</p> <p>財産経営課</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>営繕課～人権・同和政策課 略</p> <p>2 略</p> <p>第7条 略</p>	<p>(分掌事務)</p> <p>第3条 政策部の各課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>政策課</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>国土総合開発計画及び四国地方開発計画</u>に関すること。</p> <p>(5)～(16) 略</p> <p>予算課・自治振興課 略</p> <p>水資源対策課</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p><u>(4) 略</u></p> <p>交通政策課～県産品振興課 略</p> <p>第4条 総務部の各課(知事公室の各課を除く。)の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>総務学事課 略</p> <p>財産経営課</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p><u>(8) 公有地の拡大の推進に関する法律(昭和47年法律第66号)の施行に関すること(都市計画課の所掌に属するものを除く。)</u>。</p> <p><u>(9) 香川県土地開発公社に関すること。</u></p> <p>営繕課～人権・同和政策課 略</p> <p>2 略</p> <p>第7条 健康福祉部の各課の分掌事務は、次のとおりとする。</p>

健康福祉総務課・長寿社会対策課 略  
 子育て支援課  
 (1) 略  
(2) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の施行に関すること。  
(3)～(17) 略  
 障害福祉課  
 (1)～(8) 略  
 (9) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）の施行に関すること。  
 (10)～(13) 略  
 医務国保課～生活衛生課 略

第9条 略  
 農政課～農業生産流通課 略  
 畜産課  
 (1)・(2) 略  
 (3) 養蜂振興法（昭和30年法律第180号）の施行に関すること。  
 (4)～(13) 略  
 土地改良課～水産課 略

第10条 略  
 土木監理課～建築指導課 略  
 住宅課  
 (1)～(5) 略  
(6) 略

健康福祉総務課・長寿社会対策課 略  
 子育て支援課  
 (1) 略  
(2)～(16) 略  
 障害福祉課  
 (1)～(8) 略  
 (9) 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）の施行に関すること。  
 (10)～(13) 略  
 医務国保課～生活衛生課 略

第9条 農政水産部の各課の分掌事務は、次のとおりとする。  
 農政課～農業生産流通課 略  
 畜産課  
 (1)・(2) 略  
 (3) 養ほう振興法（昭和30年法律第180号）の施行に関すること。  
 (4)～(13) 略  
 土地改良課～水産課 略

第10条 土木部の各課の分掌事務は、次のとおりとする。  
 土木監理課～建築指導課 略  
 住宅課  
 (1)～(5) 略  
(6) 香川県住宅供給公社に関すること。  
(7) 略

(香川県栗林公園観光事務所規則の一部改正)

第2条 香川県栗林公園観光事務所規則（昭和40年香川県規則第69号）の一部を次のように改正する。  
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(職員) 第4条 略	(職員) 第4条 事務所に、次の職員を置く。

<p>(1) 略</p> <p><u>(2)～(6)</u> 略</p> <p>(職務)</p> <p>第5条 略</p> <p><u>2～5</u> 略</p>	<p>(1) 略</p> <p><u>(2) 副所長</u></p> <p><u>(3)～(7)</u> 略</p> <p>(職務)</p> <p>第5条 略</p> <p><u>2 副所長は、所長の命を受けて特定の事務を処理する。</u></p> <p><u>3～6</u> 略</p>
---	--

(香川県立文書館規則の一部改正)

第3条 香川県立文書館規則（平成6年香川県規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(職員)</p> <p>第3条 略</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p><u>(4) 主任専門職員</u></p> <p><u>(5) 略</u></p> <p><u>(6) 専門職員</u></p> <p><u>(7) 略</u></p> <p>(職務)</p> <p>第4条 略</p> <p>2・3 略</p> <p><u>4 主任専門職員及び専門職員は、上司の命を受けて、専門的事務を処理する。</u></p> <p><u>5 略</u></p>	<p>(職員)</p> <p>第3条 文書館に次の職員を置く。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p><u>(4) 略</u></p> <p><u>(5) 略</u></p> <p>(職務)</p> <p>第4条 略</p> <p>2・3 略</p> <p><u>4 略</u></p>

(香川県保健福祉事務所規則の一部改正)

第4条 香川県保健福祉事務所規則（平成14年香川県規則第56号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前

(分掌事項)

第2条 略

健康福祉総務課

(1)～(14) 略

(15) 児童福祉に関すること(香川県東讃保健福祉事務所に限る。)。

(16) 民生委員及び児童委員に関すること(香川県東讃保健福祉事務所に限る。)。

(17) 生活保護に関すること(香川県東讃保健福祉事務所に限る。)。

(18) 原子爆弾被爆者の健康管理に関すること(香川県西讃保健福祉事務所に限る。)。

(19) 略

生活福祉総務課

(1) 健康福祉総務課の項第1号から第8号まで及び第12号から第17号まで(第14号を除く。)に掲げる事項

(2)・(3) 略

健康福祉課

(1) 健康福祉総務課の項第9号から第11号まで及び第18号に掲げる事項

(2) 略

(3) 略

保健対策課

(1)～(9) 略

(10) 母子保健に関すること。

(11)・(12) 略

保健対策第一課 略

保健対策第二課

(1) 保健対策課の項第2号及び第10号に掲げる事項

(分掌事項)

第2条 保健福祉事務所の課及び室の分掌事項は、次のとおりとする。

香川県東讃保健福祉事務所健康福祉総務課

(1)～(14) 略

(15) 児童福祉に関すること。

(16) 民生委員及び児童委員に関すること。

(17) 生活保護に関すること。

(18) 略

香川県西讃保健福祉事務所健康福祉総務課

(1) 香川県東讃保健福祉事務所健康福祉総務課の項第1号から第14号までに掲げる事項

(2) 母子保健に関すること。

(3) 原子爆弾被爆者の健康管理に関すること。

(4) その他の課及び室の所掌に属しない事項に関すること。

生活福祉総務課

(1) 香川県東讃保健福祉事務所健康福祉総務課の項第1号から第8号まで及び第12号から第17号まで(第14号を除く。)に掲げる事項

(2)・(3) 略

健康福祉課

(1) 香川県東讃保健福祉事務所健康福祉総務課の項第9号から第11号までに掲げる事項

(2) 略

(3) 原子爆弾被爆者の健康管理に関すること。

(4) 略

保健対策課

(1)～(9) 略

(10) 母子保健に関すること(香川県東讃保健福祉事務所に限る。)。

(11)・(12) 略

保健対策第一課 略

保健対策第二課

(1) 保健対策課の項第2号に掲げる事項

(2) 母子保健に関すること。

衛生課～環境管理室 略

衛生課～環境管理室 略

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。